

# 令和3年度横浜市消費者教育推進計画

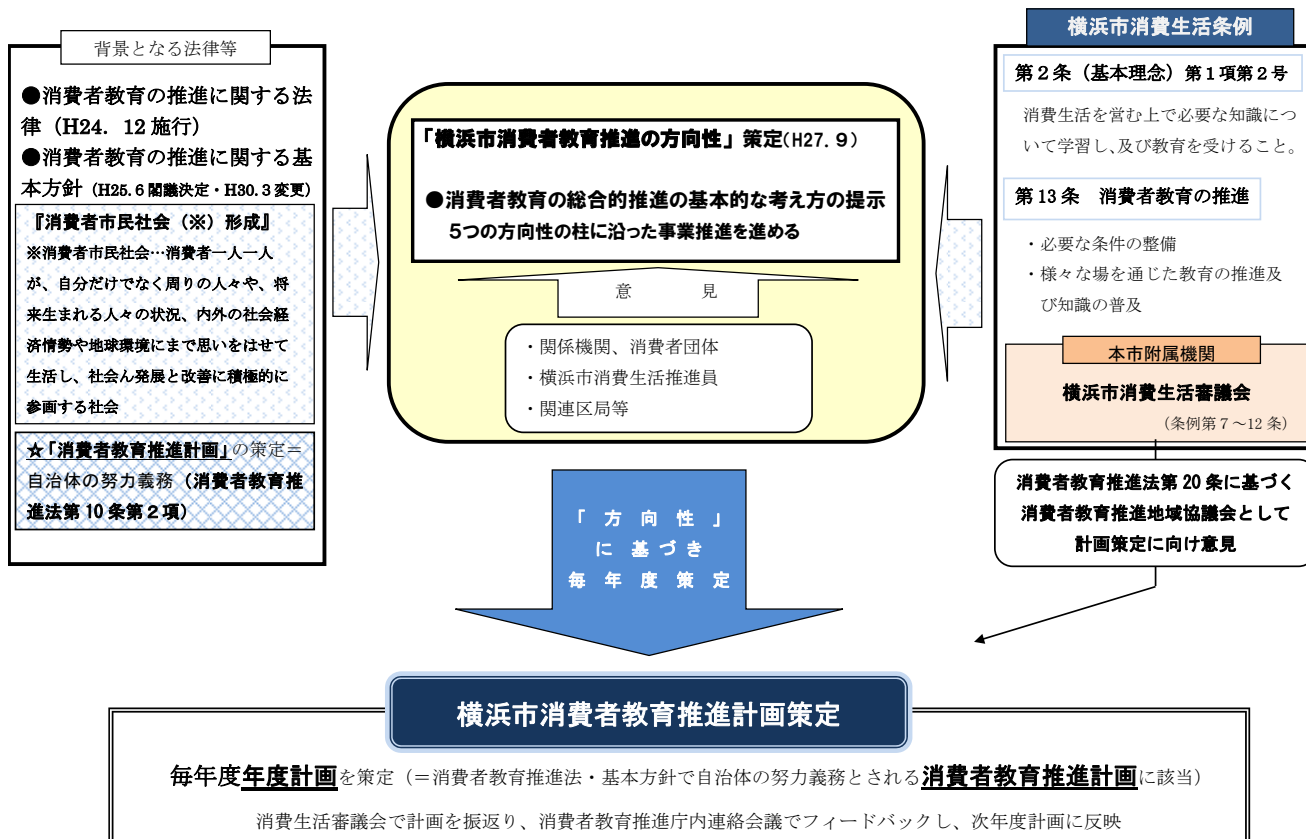
横浜市経済局



# はじめに

横浜市では、消費者教育推進の基本的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」と示します。）」に沿って、毎年度「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と示します。）」に定められた横浜市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と示します。）を策定します。

## 「横浜市消費者教育推進の方向性」・「横浜市消費者教育推進計画」の位置づけ

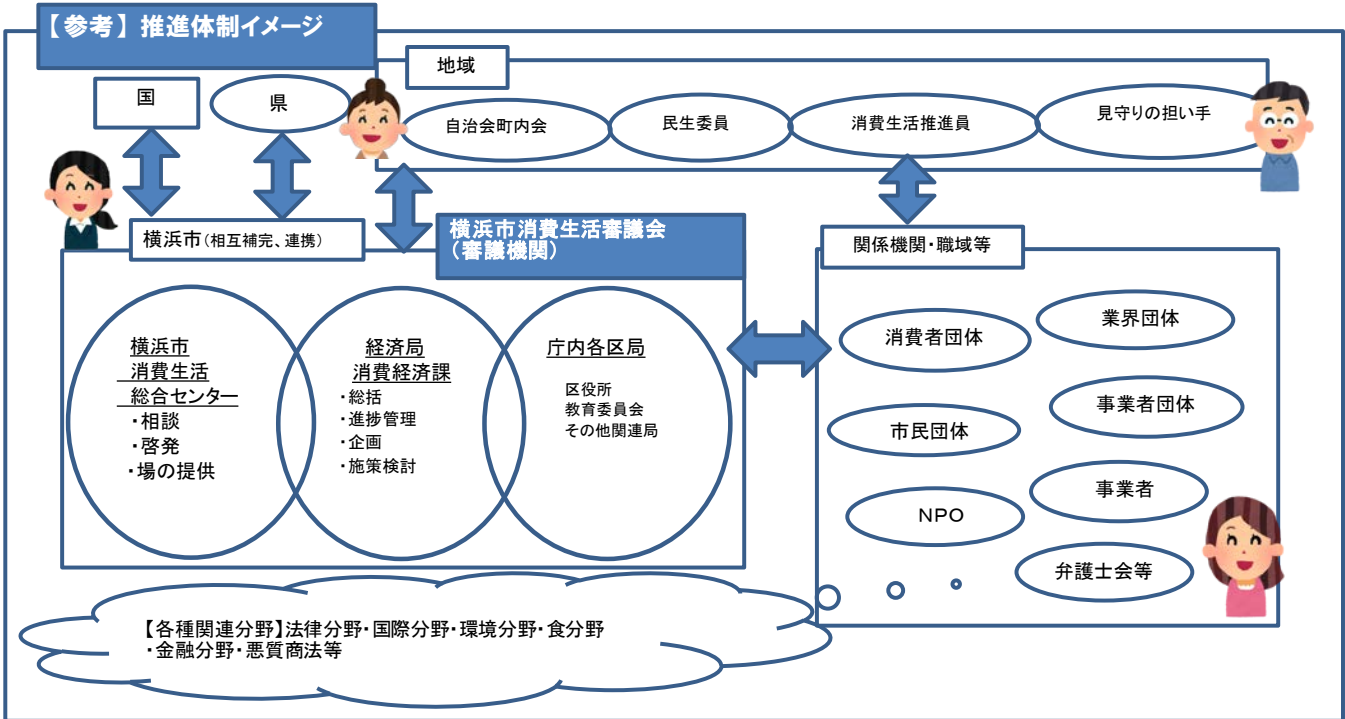
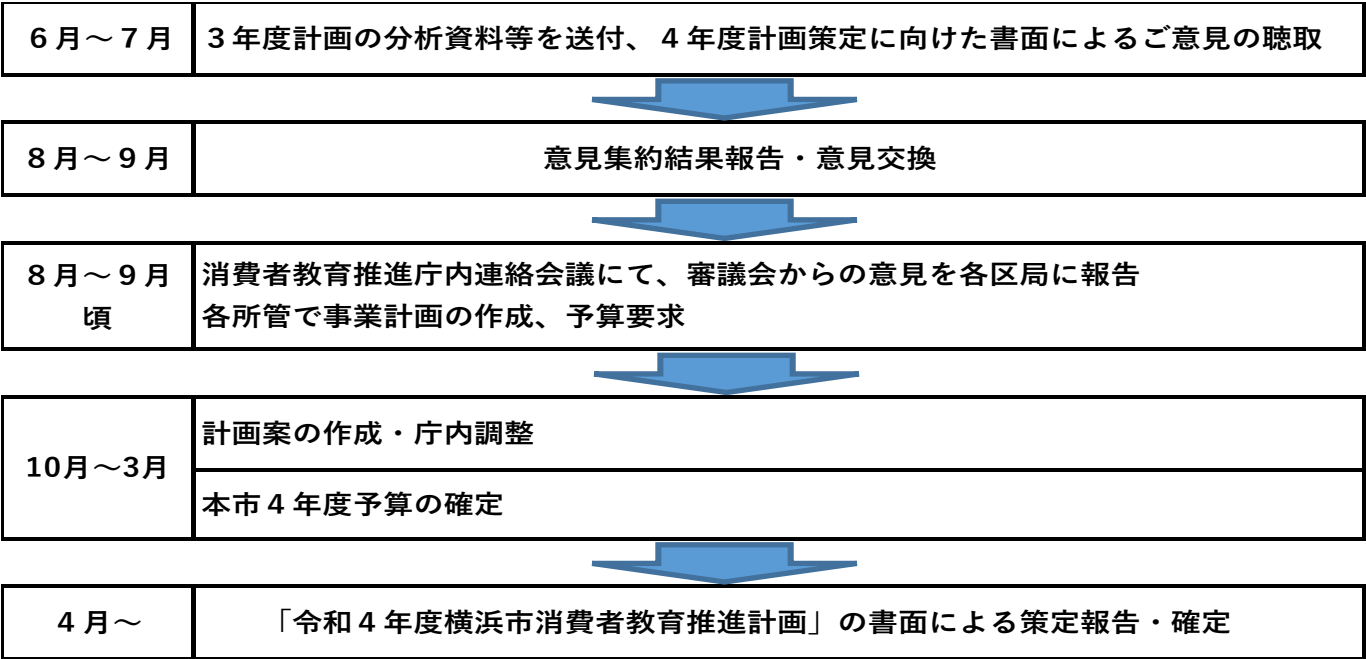


# 計画の推進

庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について、消費者教育推進の視点及び「方向性」を踏まえて取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定します。

計画の進捗、実施については、本市附属機関である横浜市消費生活審議会において、前年度計画の振り返りや次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。庁内関係局ではいただいた御意見を参考に事業の推進を図ってまいります。

【計画推進のフロー】



## 横浜市消費者教育推進・5つの方向性の柱

「方向性」において、消費者教育推進に向けた次の5つの柱を示しました。

### 【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
  - ・横浜市消費生活総合センターの周知
  - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
  - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

### 【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活動実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です。（平成29年5月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,528人）。

### 【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

### 【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

- (1) 学校等  
(幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒)
  - (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
  - (3) 家庭  
(食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等)
  - (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- ）における共に学ぶ視点を意識した消費者教育

### 【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

## 令和3年度計画の主な事業

### (1) 【方向性1】「効果的な情報発信の強化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
成年年齢引き下げ啓発事業 No. 1	消費者教育の一環として、コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月から始まる成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。	経済局
啓発用ポスター・リーフレットの配布（若者向け） No. 2	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校、大学等に配布。	消費生活総合センター
情報収集・提供事業（デジタル情報） No. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報発信</li> <li>・メールマガジンの配信</li> <li>・SNSによる情報発信</li> </ul>	消費生活総合センター

### (2) 【方向性2】「横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
消費生活推進員による地域での消費者啓発 No. 10	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	経済局、推進員制度運用区
地域の担い手等育成研修（消費生活推進員、自治会町内会向け講師派遣） No. 11	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、消費生活推進員をはじめとして自治会町内会等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事（昼食会やサロン等）に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を開催する。	経済局

### (3) 【方向性3】「高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
地域ケアプラザ等との連携 No. 38	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	経済局、区地域振興課、区福祉保健課、局包括支援センター関係課、消費生活総合センター、地域ケアプラザ 等
高齢者利用施設への講師派遣 No. 42	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣。	消費生活総合センター

(4) 【方向性4】「生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
消費者市民社会啓発事業 No. 55	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	経済局
消費生活教室（区と共催） No. 63	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	消費生活総合センター 共催区役所、消費者団体等
食育推進事業 No. 78 No. 79 No. 85 No. 92	各局で、食育計画等に基づき保育園や学校において地産地消や食育の教育・啓発を実施。 （給食メニューの紹介や地産地消野菜の消費など）	こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局
環境に配慮した活動の普及・啓発 No. 82 No. 83 No. 84 No. 90	様々な対象に向けて、生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生、食品ロス削減の取り組みなど、環境に配慮した取り組みや考え方を教育、啓発。	環境創造局、温暖化対策統括本部、資源循環局、道路局、建築局、水道局 資源循環局

(5) 【方向性5】「担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携」をテーマにした事業

事業名	事業概要	所管
専門家派遣による消費者教育教員研修 No. 94	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	経済局
地域活動の担い手発掘に向けた情報共有 No. 98	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	経済局、区地域振興課、区福祉保健課、区・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市内大学 等
環境事業推進委員による啓発活動 No. 106	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。地域への情報提供を行う。等	資源循環局

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
1	方向性1	-	経済局	【新規】 成年年齢引き下げ啓発事業	消費者教育の一環として、コロナ禍における若者のインターネット被害防止及び令和4年4月から始まる成年年齢引下げに伴う注意喚起キャンペーンを行う。	・啓発グッズ(除菌ウェットシートを予定)を作成し、市内の主要駅や市内高校の最寄り駅を中心に15か所程度(予定)で消費者被害防止の啓発を行う。	2700千円	○	◎	○	-	-	○	○	◎	○	○	-
2	方向性1	-	消費生活総合センター	啓発用ポスター・リーフレットの配布(若者向け)	悪質商法被害未然防止を図ることを目的に啓発用ポスター・パンフレット等を作成し、市内高等学校、大学等に配布	「文豪ストレイドッグス」キャンペーンとして市内の高校・大学・専門学校等にポスター掲示、啓発グッズの配布を行う。また神奈川新聞社が神奈川県内の高校生向けに発行しているフリーペーパーHIPを活用しての告知とプレゼントを予定	560千円	◎	○	○	-	-	-	◎	◎	◎	-	-
3	方向性1	-	消費生活総合センター	情報収集・提供事業(デジタル情報)	・ホームページによる情報発信 ・メールマガジンの配信 ・SNSによる情報発信	・ホームページ 啓発情報や事例紹介、教室・講座情報などを迅速かつ幅広く市民へ提供 ・メールマガジン 被害事例や啓発情報などを情報提供(毎週配信) ・SNS ツイッターにより被害事例や講座情報を随時発信	9,870千円	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	方向性1	-	港南区地域振興課	港南区消費生活推進員だより発行	「港南区消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報を発信	3月発行:7500部発行 各自治会・町内会への回覧及び地域活動で活用	165千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎
5	方向性1	-	保土ヶ谷区地域振興課	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	よこはまくらしナビの配布。	0円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	方向性1	-	保土ヶ谷区地域振興課	街頭啓発キャンペーン	消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	0千円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	方向性1	-	港北区地域振興課	広報紙の発行	悪質商法被害未然防止の啓発、消費生活推進員活動の報告を目的とした広報紙を作成、配布する。	広報紙「あゆみ」を作成し、自治会町内会での班回覧、消費生活推進員への配付及び地域振興課窓口に配架する。(令和4年3月発行予定)	130千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
8	方向性1	-	緑区地域振興課	消費生活推進員ニュースの発行	消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝え、相談先としての横浜市消費生活総合センターの周知を図る	年度末3月に8,000部程発行し、全自治会へ班回覧する。	192千円	-	◎	◎	-	-	-	-	○	○	◎	◎





令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
16	方向性2	方向性1 方向性4 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活セミナー	消費生活に関わる講演会の開催	2月実施予定	20千円(予算案)	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
17	方向性2	-	中区地域振興課	消費生活推進員活動事業 (旧:エコ・食・暮らし安心風土広め隊)	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げることにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図ります。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	860千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
18	方向性2	-	南区地域振興課	【新規掲載】 消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	防犯キャンペーンと合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い、メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」の周知等を行う。	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	○	◎	◎	
19	方向性2	-	港南区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施	未定	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
20	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	子ども消費生活セミナー	こどもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催します。	8月に磯子公会堂集会室にて実施予定	10千円	○	◎	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	
21	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信します。	11月3日に磯子区役所1F区民ホールにて実施予定	消耗品費で一括計上	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
22	方向性2	方向性4	磯子区地域振興課	磯子くらしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催します。	12月上旬に実施予定	20千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
23	方向性2	方向性1	磯子区地域振興課	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。	2月に6,500部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者へ配布予定	160千円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
24	方向性2	-	磯子区地域振興課	消費生活推進員 合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行います。	年間2回実施 第1回は8月に講師を招いて講演聴講を実施予定 第2回は2月に地区活動報告会・意見交換会を実施予定	30千円	-	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
25	方向性2	-	磯子区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施します。	10月に実施予定	0円	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
26	方向性2	方向性3	港北区地域振興課	こうほく消費者のつどいの開催	区民を対象とした消費生活に関するイベントを開催し、消費者教育を推進する。	・横浜市消費生活センターとの共催による消費生活教室の開催(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	-	◎	◎	-	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
27	方向性2	-	港北区地域振興課	消費生活推進員研修	消費生活推進員を対象に、悪質商法未然防止について学ぶ研修を行う。	こうほく消費者のつどいで開催する消費生活教室を消費生活推進員研修と位置付ける。(「不当・架空請求トラブルにあわないために」(令和3年10月20日開催予定))	0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
28	方向性2	方向性3	緑区地域振興課	消費者被害未然防止啓発	消費生活推進員による地域での啓発活動	緑区民まつりや地域のイベントで、ブースを設けて悪質商法未然防止の啓発をしたり、高齢者のお食事会の席で、紙芝居や替え歌などを使って振り込め詐欺未然防止啓発など	550千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	◎
29	方向性2	-	緑区地域振興課	衣類のリユース事業	不要になった「衣類を譲りたい人」と「衣類をもらいたい人」の橋渡しをすることで、ごみを減らし、再使用、再生利用する3R行動の普及・啓発をする。	年2回程度、環境事業推進委員と協働で実施。	50千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
30	方向性2	方向性4	青葉区地域振興課	【新規】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催	令和3年度7月30日開催予定 テーマ「健康所品の基礎知識」	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
31	方向性2	方向性1	青葉区地域振興課	【新規掲載】パネル展示	消費生活推進員の紹介及び消費生活に関する啓発に関するパネル展示を区役所等で行う。	実施予定	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
32	方向性2	-	都筑区地域振興課	【新規掲載】ゆずりあい情報板の運営	不用になったために譲りたいものと必要とするものが記載された情報カードを掲示することで、必要としている人に必要としているものが渡るリユースの取組を行っている。	毎月1回カードの貼り換え作業を行い、リユースの取組を行う。	0円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	○	◎	◎	◎
33	方向性2	-	戸塚区地域振興課	【新規掲載】施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学会を行う。	実施予定	70千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
34	方向性2	方向性4	栄区地域振興課	栄区消費生活講演会の開催	消費者(区民)を対象とし、専門家や学識経験者等を講師とした講演会を開催することにより、消費者の意識啓発を図る。	・栄区消費生活講演会の開催 テーマ:未定	40千円	○	◎	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代								
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期				
																若者	成人一般	高齢期		
35	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化を図るとともに、学んだ知識を地域へ還元するため、施設見学を行う。	新型コロナウイルス感染症の状況により、実施の可否を判断	155千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
36	方向性2	-	瀬谷区地域振興課	【新規】パワフル瀬谷・生活情報展	消費生活推進員の委嘱最終年度に、各地区の活動をパネル展示し、消費生活推進員の活動や取組みを地域の方に伝えている。また、悪質商法や、環境問題に関する情報を学ぶため、講師による講演会を実施する。	委嘱最終年度に実施するため、実施予定なし。	0千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
37	方向性2	-	資源循環局	環境に配慮した行動の推進	ヨコハマ3R夢プランに基づき、マイバックの使用等の環境に配慮した購買行動の推進や食品ロス削減に向けて、食材の無駄をなくす調理等のヒントを学ぶ講座や講演会の開催	①プラゴミ削減キャンペーンの実施 ②3R夢クッキング講座等の開催(18区)	①1,655千円 ②510千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
-	方向性2	方向性4	緑区地域振興課	【廃止】消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催		0円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
38	方向性3	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 局包括支援センター関係課 消費生活総合センター 地域ケアプラザ 等	地域ケアプラザ等との連携	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	・(予定)ICT活用によるケアプラザ向けテレビ電話(リモート)相談のテスト実施 ・(予定)消費生活推進と地域ケアプラザとの「ゆるやかなつながり」(意見交換会)実施 ・(予定)横浜市地域ケアプラザ及び横浜市消費生活総合センター連携会議の開催 ・地域ケアプラザ(同時に民生委員等へも)へ高齢者・見守り関連資料を配布。(隔年)	2,500千円	-	◎	○	◎	-	-	-	-	-	○	○	◎	
39	方向性3	-	経済局	地域の担い手等育成研修(民生委員・児童委員向け講師派遣)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員が主催する研修等に消費者被害防止に関する講師を派遣し講座を実施する。	・区又は地区民生委員児童委員協議会へ消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害に関する講座を行う。 ・内容は、対象者に併せ講師と調整をする。 ・20回計画	(報償費) 600千円	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
40	方向性3	方向性1	経済局	消費者教育ポータルサイトの周知、活用促進	高齢者や障害者への見守りを行う方や子育て中の方に対し、自学可能な教材等や情報が掲載されたポータルサイトの周知をおこなう。	・消費経済課ホームページへの掲載 ・掲載可能な媒体の調査及び調整	0円	○	○	◎	-	◎	○	○	○	○	○	○	○	
41	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD、展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出	・情報資料展示室の運営(平日9時から19時、土曜日9時～17時) ・年3～4回図書・ビデオ・DVD等の購入	178千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
42	方向性3	-	消費生活総合センター	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣	高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
43	方向性3	方向性1	消費生活総合センター	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布	・高齢者向け啓発グッズ、リーフレットを作成し、市内病院や出前講座等を通じて配布 ・高齢者被害防止及び見守りのリーフレットを作成し、地域ケアプラザや民生委員等に配布	145千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎
44	方向性3	-	消費生活総合センター 区・地区社会福祉協議会	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起	引き続き対応(No. 38の事業のひとつ)	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	◎
45	方向性3	方向性1	西区地域振興課	消費生活推進事業	消費生活に関する最新情報を広く周知するため、地域情報誌に掲載し、啓発する。	・地域情報誌へ架空請求等への注意喚起及び消費生活全般に係る啓発記事を掲載する。	55千円	-	◎	◎	-	-	-	○	○	◎	◎	◎	
46	方向性3	方向性4	港南区地域振興課	地区活動助成金の交付	地区活動を効果的な実施を推進するため、助成金を交付	1地区上限30,000円×15地区	450千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
47	方向性3	方向性4	港北区地域振興課	活動助成金の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付	33,000円×1団体	43千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
48	方向性3	方向性4	戸塚区地域振興課	【新規掲載】 地区活動助成金等の交付	消費生活推進員活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付。消費生活展や啓発講座の開催、広報誌の作成に活用。	・地区活動助成金(18地区) 720千円 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 185千円 ・委嘱式関連経費 30千円 ・職員出張旅費 5千円	940千円	-	◎	-	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	
49	方向性3	方向性1 方向性4	教育委員会事務局 経済局	障害のある幼児児童生徒への効果的な消費者教育教材の作成に向けた検討	特別支援学校等での活用・実践を踏まえ、障害特性や発達段階に応じた効果的な教材について、意見交換しながら教材の開発を目指す。	・横浜市教育委員会のインターネット上に障害児向け消費者教育の教材、出前講座などの情報を掲載したページを作り、特別支援学校等が、在籍生徒の状況に合わせて活用できるようにする。 ・特別支援学校における消費者教育に関する生徒向け出前講座を実施する。(3校)	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	方向性4	-	経済局	専門家派遣による親子金銭教育講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校へ派遣し、PTA活動などでの親子金銭教育出前講座を実施する。	・市立学校の学校単位の親子、区部PTA等を対象に専門家講師派遣による教育・啓発を実施する。 ・テーマ:おこづかいの使い方、買い物の仕方、インターネット・携帯電話利用の危険性等 ・2回計画	110千円	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	
51	方向性4	方向性5	経済局 (公財)横浜市消費者協会 市内大学	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会と協業事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。 (令和3年度は新型コロナウイルス流行のため休止)	0円	◎	○	○	○	-	-	-	◎	◎	-	-	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
52	方向性4	-	経済局	専門家・事業者派遣による出前講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校へ派遣し、消費者教育に係る出前講座を実施する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ専門家講師を派遣し、消費者教育に関する講義を行う。32回計画 ・2022年(令和4年)4月施行の成年年齢下げを見据え、「成年年齢下げに伴う消費者トラブル未然防止」について、市立中学校及び高等学校を対象にメニューを拡充して実施する。5回計画 ・安心な消費生活に欠かせない「計量制度」についての講座を行う。1回計画	1,853千円	◎	○	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-
53	方向性4	方向性1	経済局	啓発教材の配布	消費者教育に関するパンフレット等を市立小・中学校及び高等学校に配布する。	・市立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ教材を配布する。	1000千円	◎	-	○	-	-	◎	◎	-	-	-	-
54	方向性4	方向性1	経済局 選挙管理委員会	新成人に対する消費者教育・啓発	選挙管理委員会と連携して広報誌等での新成人に対する消費者啓発を行う。	・若者をターゲットとする悪質商法への注意喚起や対処法などの消費者教育・啓発記事を掲載する。	0円	○	◎	○	-	-	-	◎	◎	-	-	
55	方向性4	方向性5	経済局	消費者市民社会啓発事業	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費に関するサブテーマを選定・設定し、講座等を企画・実施する。	60千円	-	◎	-	-	-	-	○	◎	◎	◎	
56	方向性4	方向性1	経済局	子どもの安全に関する情報の周知	「子どもを事故から守る!プロジェクト」(消費者庁)の周知を図る。「子ども安全メールfrom消費者庁」の周知を図る。子どもに関わる重大事故、注意喚起情報を発信する。	安全情報、注意喚起情報に関する情報をホームページで発信する。	0円	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
57	方向性4	方向性5	経済局 関係事業者団体 NPO法人 等	職域との連携強化	事業者団体等との連携を深め、企業による消費者教育、従業員に対する消費者教育など、消費者被害防止の協働ネットワーク構築に取り組む。	・市工連メールマガジン等を利用した事業者団体への情報共有	0円	-	-	-	◎	-	-	-	○	◎	○	
58	方向性4	方向性5	消費生活総合センター	消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育講演会を実施	年1回	729千円	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
59	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	各種媒体広告掲載(地域の担い手養成)	福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。	・福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手を呼びかける広告を掲載。 ・横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に広告掲載。 ・横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」に広告掲載。	461千円	◎	◎	○	-	-	-	◎	◎	◎	◎	
60	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(大学等)	大学が開催する学生向けガイダンスなどへ講師を派遣し、若者を狙った悪質商法等について講演	大学が開催する学生ガイダンスなどへの講師派遣	出前講座(地域団体等)で一括で計上	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
61	方向性4	-	消費生活総合センター	高校生(または教員)向け講師派遣事業	市内高校の生徒(または教員向け)啓発講座を実施する。	生徒向け 1校(横浜総合高校を予定)	45千円	◎	-	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	-
62	方向性4	方向性1	消費生活総合センター	小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業	子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、教職員を通じて子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進	教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回)	0円	◎	-	-	-	-	◎	-	-	◎	◎	-
63	方向性4	方向性5	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等	消費生活教室(区と共催)	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	区との共催で地域に出向き9回実施予定(共催区とともに新型コロナウイルス感染症拡大防を図りながら)	347千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
64	方向性4	-	消費生活総合センター 市老人クラブ連合会 ウイリング横浜 健康福祉局高齢健康福祉課	講師派遣事業(シニア大学・各種団体)	・高齢者層への悪質商法被害防止講演会を実施 ・高齢者や障害者と接する福祉従事者への啓発	・市(区)老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学で講演(1回×18区) ・各種団体への講師派遣(3回)	・3600千円(シニア大学全体) 20千円(負担金収入あり)	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
65	方向性4	-	消費生活総合センター	出前講座(企業等)	企業等へ講師を派遣(有料)	企業が実施する新入社員研修等への講師派遣(有料)	出前講座(地域団体等)で一括で計上	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-
66	方向性4	方向性5	(公財)横浜市消費者協会 消費生活総合センター	大学等との連携	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発・教育を実施	・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成・配布 ・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施	340千円	◎	○	-	-	-	-	-	◎	◎	○	-
67	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル参加	三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルにて、活動紹介、エコクイズ、エコグッズ販売を行う。	開催検討中(3月下旬に開催可否を決定します。)	-	-	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
68	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	暮らしのヒント展	パネル展示やステージ実演を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信する。	開催検討中(4月下旬に開催可否を決定します。)	125千円(予算案)	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
69	方向性4	方向性1 方向性5	鶴見区地域振興課	鶴見区消費生活推進員だより発行啓発物品作成	広報紙「鶴見区消費生活推進員だより」を発行し、地域に向けて情報発信します。啓発物品を作成、配布し、地域に向けて情報発信します。	年1回発行し、各自治会・町内会での配布や、各施設での配架を行います。	110千円	-	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎







令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代							
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期			
																若者	成人一般	高齢期	
88	方向性4	方向性1 方向性4 方向性5	資源循環局	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図る。 情報発信・環境学習の拠点として事務所・工場機能等の充実・強化を図る。	①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベントの開催 ②主に処分場近隣小学校の4年生を対象とした最終処分場見学会の実施	①1,091千円 ②500千円	◎	○	◎	-	○	◎	○	○	○	○	○	○
89	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その1)	食品ロスを削減するため、手つかず食品の現状や調理・保存方法などについて、広報媒体やツールを活用した広報やイベント等における啓発の実施	・食品ロス削減に向けた広報啓発の強化 ・「食」について考えるイベント等の開催 ・事業者と連携した食品ロス削減プロモーション ・フードバンク・フードドライブ活動の推進	23,852千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
90	方向性4	方向性1 方向性5	資源循環局	食品ロス削減に向けた普及・啓発(その2)	食品ロスの発生抑制や削減の取組を実施して頂ける市内飲食店等を登録する食べきり協力店を拡大するとともに、様々な機会を活用して消費者へPRし、意識の向上を実施	・「食べきり協力店※」事業について、さらなる認知度向上を図り、外食時における食品ロスの削減を進めます。 ※外食時の食品ロスを減らすために、小盛りメニューの導入や持ち帰りの実施など、食品ロス削減の取り組みを登録している飲食店等	1,031千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
91	方向性4	方向性5	教育委員会事務局	教職員向け消費者教育セミナーの実施	特別支援学校教員を対象に、家計管理や巻き込まれやすい金融トラブルの仕組みと対処法についてのセミナーを実施する。	・特別支援学校の教員向けに、YCAN上の障害児向け消費者教育のページの内容や活用方法について周知するための研修講座を実施する。	0円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
92	方向性4	-	教育委員会事務局 環境創造局農業振興課	食育推進計画に基づく市立学校での食育	市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。	1 市内産農産物の一斉供給 2 教えて食育Web版の掲載 3 横浜マリノスによる食育教室	1,690千円	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-
93	方向性4	方向性5	交通局	交通安全教室	交通局は、警察や区役所と連携し、高齢者・障害者を対象とした交通安全に関する啓発活動を行っているほか、小学校や地域のイベント等に参加し、実際のバスを使用した運転席から見る死角体験や車いす・高齢者疑似体験を行う交通安全教室など、地域の皆様と連携した取り組みを行っています。また、交通安全リーフレットや令和2年度に制作した交通安全動画を交通安全啓発に活用していきます。	学校関係での安全教室(運輸課・営業所) 高齢者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 障害者を対象とした交通安全教室(運輸課・営業所) 地域イベントでの交通安全啓発活動(運輸課・営業所)	732千円	◎	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎
-	方向性4	方向性5	経済局	【統合】No14に統合 消費者市民社会啓発	消費者市民社会の実現を目指し、啓発をや広報を行う。			◎	○	○	◎	-	-	◎	◎	◎	-	-	-
94	方向性5	-	経済局	専門家派遣による消費者教育教員研修	弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中・義務教育学校及び高等学校教師による教科別研究会等に派遣する。	・教育委員会事務局との連携の元、市立小中義務教育学校、高等学校教科別研究会等に専門家講師を派遣する。3回計画	165千円	◎	-	-	◎	-	○	○	-	◎	◎	-	-
95	方向性5	方向性1	経済局 関係事業者団体 NPO法人等	情報社会の消費者教育	情報リテラシーを取り扱う事業者団体やNPO法人等との連携を深め、情報に関する消費者教育の手法等について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度の取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
96	方向性5	-	経済局	金融教育との連携	県金融広報委員会、日本FP協会等との連携により、金融教育を推進する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎
97	方向性5	-	経済局 教育委員会事務局 横浜弁護士会 神奈川県司法書士会	法教育との連携	教育機関、弁護士会等との連携を深め、法教育の手法について検討する。	・関係機関との情報共有を推進する。	0円	○	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎	◎
98	方向性5	-	経済局 区地域振興課 区福祉保健課 区・地区社会福祉協議会 地域包括支援センター 市内大学 等	地域活動の担い手発掘に向けた情報共有	地域に根ざした関係機関との情報共有、連携を深めることにより、地域での見守りや消費者教育・啓発の担い手を拡充する。	・消費者教育推進地域協議部会や消費者教育推進庁内連絡会議等の機会に関係機関等との情報交換を進めていく。	0円	○	◎	○	-	○	○	○	○	◎	◎	◎
99	方向性5	-	経済局	高齢者の消費者被害防止の協働ネットワーク構築(事業者との連携)	市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。	・市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修を実施する。 ・市内の映画館や公共交通機関等の街中で見守り啓発動画を放映する。	(報償費) 300千円 (旅費) 5千円 (消耗品費) 450千円 (食糧費) 5千円 (印刷製本費) 200千円 (通信運搬費) 40千円 (広告料) 2,500千円 (調査その他委託料) 200千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	◎	◎
100	方向性5	-	経済局	地域の担い手等育成研修(PTA向け)	消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するため、学校及びPTA等を対象に出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	小学校、中学校のPTA等を対象として、消費者被害の視点を持った見守り活動を推進するための出前講座・啓発教材配布・教材作成などを行う。	1,000千円	◎	-	◎	-	-	○	-	-	-	◎	○
101	方向性5	-	消費生活総合センター	簡易テスト実習	商品テスト・実習室の機器を活用して、消費生活の中で身近な商品等への関心と知識を深める実習の開催	「紫外線(UV)が肌に与える影響と防止対策」講師を依頼し、テスト室での簡易テスト等を学び日常生活に活かしてもらう。20名の参加を予定	51千円	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
102	方向性5	-	港南区地域振興課	協働による地域づくり推進協議会	消費生活推進員を含む各委嘱委員の代表や、地域活動者が集まり、より良い地域づくりに向け、連携、協力を進める場として開催。	・年間4~5回開催予定 ・所属団体:港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体	0円	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎

令和3年度横浜市消費者教育推進計画

※「生活領域」「年代」、の分類について  
 ◎…事業の直接の対象  
 ○…事業の間接的対象(例:教員研修の実施により、生徒・児童への消費者教育が推進)

No.	方向性の柱	関連する方向性の柱	所管・関連	施策・事業名	事業概要	令和3年度取組(事業計画)	令和3年度予算額	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校等	成人期		
																若者	成人一般	高齢期
103	方向性5	-	温暖化対策統括本部	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)	『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政が実施する環境・地球温暖化問題に関する様々な学びの場を、「YES」という統一ブランドで全市的ムーブメントに広げようとする市民参加型プロジェクトを展開する。	・YES講座の実施、支援(協働パートナー、大学、図書館、区役所連携等) ・広報(ホームページ、パンフレット等)	2,186千円	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
104	方向性5	-	国際局 経済局 (公財)横浜市国際交流協会、JICA(国際協力機構) 等	国際理解教育との連携	(公財)横浜市国際交流協会等と連携し、在住外国人に対する消費者啓発の手法について検討する。	オンライン等も活用した市民向けのイベント等を実施。	0円	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
105	方向性5	-	環境創造局農業振興課	市民や企業と連携した地産地消の展開①	農家や地産地消に取り組む市民や飲食店等への支援を行う。	・はまふうどコンシェルジュの育成・支援 ・地産地消サポート店の活動支援 ・地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムなど)	3,190千円	-	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
106	方向性5	-	資源循環局	環境事業推進委員による啓発活動	ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動を行う。 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動を行う。 地域への情報提供を行う。等	・マイバッグ・マイボトル使用の呼びかけや、区民まつり等のイベントにおいて、リユース食器を使用するなど、ごみそのものを発生させない、リデュースの取組を行う。 ・生ごみの減量に向けた取組として、土壌混合法や生ごみの水切り啓発を行う。 ・集積場所の改善や、早朝啓発を行う。	20,265千円 (活動費:17,720千円)	-	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎



令和3年度横浜市消費者教育推進計画  
令和3(2021)年4月策定

横浜市経済局消費経済課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10  
TEL671-2584 FAX664-9533